

議 案 第 90 号

松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

介護保険法施行規則の改正に準じ、主任介護支援専門員の資格要件として更  
新研修を規定するため。

松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であつて、」を加え、「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。
- 3 前項の規定により新条例第4条第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介

護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第4条第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。